

埼玉県ヒートアイランド対策ガイドラインの特長

1 本ガイドラインの目的

- ヒートアイランド現象は地域全体の問題であり、その対策は幅広い主体が取り組む課題である。建築時の工夫や民有地における緑化対策など、各地域や各主体に適した対策を広く普及させるために取りまとめる。
- 本ガイドラインに基づき、県は自らヒートアイランド対策を進めるとともに、市町村にもその普及を図っていく。
- 本ガイドラインを活用し、県民・事業者にも、幅広く普及を図って対策を促進していく。

2 本ガイドラインの特長

(1) 本県のヒートアイランド現象の状況をわかりやすく提示

- 熊谷气象台・アメダスに加え、独自に気温を測定して、「100年間の温度変化」、「最近26年間の温度変化」、「真夏日日数」、「猛暑日日数」、「熱帯夜日数」などを提示。
- 土地利用（地表面被覆）の変化を提示。
- 全県の人工排熱量を500mメッシュで推計。
- 緑地や水面などのクールアイランド効果を実地調査により確認。

(2) 本県の率先事業の検証結果なども活用し、主な対策を詳しく提示

- 本県で活用が期待される「壁面緑化」、「高反射塗装の活用」などについて、「ヒートアイランド対策効果」、「二酸化炭素削減効果」、「費用」などを提示。

(3) 地域別の対策をきめ細かく提示

- 県内を5地域に区分し、地域にふさわしい対策を提示。
【例】西部地域 : 三富新田や山間部の冷却効果の活用
東部地域 : 河川の冷却効果の活用
秩父地域 : ヒートアイランド現象は見られないので、現状の自然の維持が重要
- 全県の熱環境を、人工地表面、人工排熱量の分析に基づき分類し、500mメッシュで表示するとともに、区分ごとの対策を提示。

(4) 家庭でできる身近な取組を提示

- ヒートアイランド対策は特別なことではなく、誰でも取り組めることを提示し、多くの県民にも訴えかけることが可能。

(5) 建築用途別の対策指針

- 「オフィス・商業」、「工場・倉庫」など、建築用途別の効果的な取組を提示。

(6) ヒートアイランド適応策を提示

- 避けられない高温化に対して、熱中症対策など、適応策を提示。

(7) 県の対策をヒートアイランド対策の視点で整理

- 県庁内あるいは、同じ行政体として、市町村への波及も可能。

3 普及の方策等

- 本編の他、概要版を作成し、文書及び県HP広報予定。
- 事業者団体の会合など、種々の機会を活用させていただき、積極的に広報。
- 技術情報等は随時収集し、必要に応じて追加。